

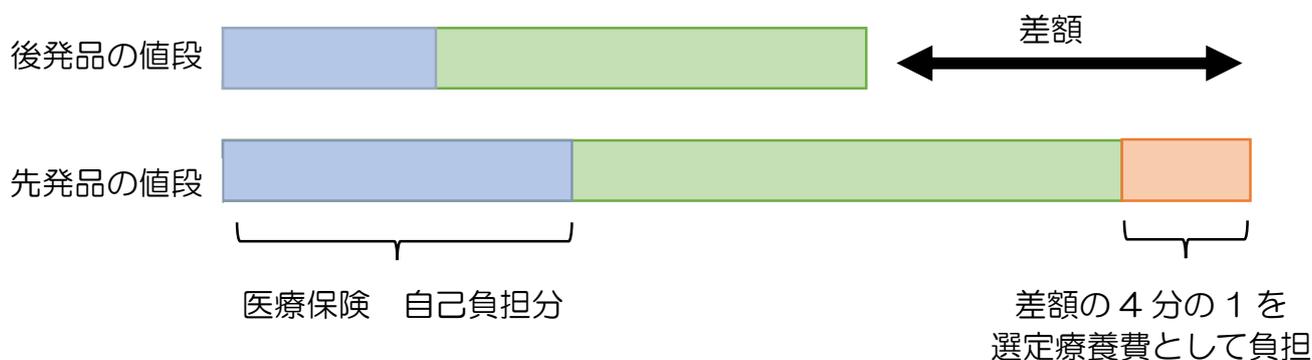
2024年10月から

## 長期収載品の選定療養費制度が始まります

国内では同じ成分の薬であっても、最初に開発された**先発品**と先発品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売された**後発品**が使われています。一般に先発品は価格（薬価）が高く、後発品は先発品よりも薬価が安くなります。医療上の必要性がなければ、当薬局では基本的に患者さんの希望に沿って先発品か後発品を選んで調剤しています。

厚生労働省は増え続ける医療費への対策として後発品の使用を推奨していますが、10月からはそれに加えて長期収載品（いわゆる「先発品」）の選定療養費制度が開始されます。

この制度は、**患者様の希望で先発品を調剤した場合に、先発品と後発品の薬価差の4分の1を患者さんご自身が負担する制度**です。



お薬代のうち、皆様には  の部分を薬局にお支払いいただいておりますが、今後、患者様の希望で先発品を調剤した場合は  の部分もご負担いただくことになります。

また、 の部分には消費税 10%がかかります。

保険対象外となるため、公費負担医療（特定難病、自立支援、生活保護など）・労災・子ども医療費助成などのいままですら自己負担のなかった方でも自己負担が発生します。

ただし、薬局に後発品の在庫がない、副作用などで後発品が使用できない、後発品では服用が困難、医師が先発品を使用するよう指示した場合など  
**医療上の必要性がある場合は先発品を調剤しても差額の4分の1をご負担いただくことはありません。**

薬の値段や後発品との差額は薬によって異なります。  
自分が服用している薬が先発品かどうか、  
制度の詳細や疑問点など気になることがありましたら  
スタッフまでお声がけください。

